

令和7年3月31日

職 員 各位

千葉地方裁判所事務局人事課

4月期における各種手当関係届出書類の提出について

(事務連絡)

令和7年4月期の各種手当関係の届出（①通勤届、②住居届、③扶養親族届、④
单身赴任届）及び添付書類の提出等については、早期の手当認定及び支給に資する
よう、下記のとおりのお取扱いに御協力をお願いします。

記

各種届出の提出期限は、事実発生日（異動の発令日等）から15日以内であるところ、該当する職員（転入者等）は、準備のできた書類から順次、速やかに以下のとおり提出する。

特に、通勤届（添付書類を含む。）については、提出が可能となり次第、他の届出書類に優先して提出する。

なお、バス通勤等に係るICカードの使用履歴は追完で差し支えない。

【提出方法】

書面提出の場合 →所属の庶務事務担当者に提出

電子提出の場合（推奨）→Forms（[📄ここをクリック](#)）にて提出
又は地裁人事課給与係宛てにメール送信

以 上